

亀岡市公告第61号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和8年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数
7	東別院町小泉地区	5.53ha	6件	11筆

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

3 本公告により、亀岡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。